

# 第241回 大阪海区漁業調整委員会 次 第

1 日 時 令和4年6月15日（水）  
午後3時00分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階  
海区委員会室

## 3 議 題

- (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度  
における知事管理漁獲可能量の設定について
- (2) 漁業許可の公示について

(案)

令和4年 月 日公表

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間）における知事管理漁獲可能量は次のとおりとする。

1 大阪府に配分された漁獲可能量

まさば及びごまさば太平洋系群 : 現行水準

2 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大阪府まさば及びごまさば漁業	現行水準

海区委員会資料2

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和4年6月15日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
つばす・すずき流網漁業	1隻	10トン未満	-	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	つばす流網漁業: 5月1日から9月30日まで すずき流網漁業: 4月1日から12月31日まで	なし
刺網漁業	2隻				大阪府地先海面	一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	同上
いかかご漁業	1隻				第一種共同漁業権範囲内	2月15日から6月30日まで	操業区域の漁業権者の同意を得た者
あなごかご漁業	1隻				大阪府地先海面	周年	なし
潜水器漁業	-	-	1人	-	第一種共同漁業権範囲内	周年(以下の期間を除く) ナマコ:6~8月 アワビ:10~12月 サザエ:6~7月 ムラサキウニ:7~8月 パフンウニ:1~3月 カキ:5~6月	操業区域の漁業権者の同意を得た者

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1ヵ月間

刺網漁業以外: 公示日から2ヵ月間